

## 役員報酬規定

この規定は、特定非営利活動法人 WE21 ジャパンいずみの事業を推進するための経費の規定である。

1. 理事長に対して、毎月 10,000 円を支払う。
1. 非営利事業から支払う。
1. 支払い方法は毎月末現金にて直接本人に支払う。
1. 報酬の見直しは、理事会の決定による。

この規定は 2011 年 9 月 1 日施行する。

2013 年 6 月 10 日改定

2014 年 6 月 20 日改定

特定非営利活動法人 WE21 ジャパンいずみ